いわき市フードドライブ支援事業要領

(趣旨)

第1条　この要領は、いわき市の食品ロス削減の取組としてフードドライブを支援し、及び推進することを目的とし、フードドライブの実施時に必要となる市が保有する物品(以下「物品」という。)の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第２条　物品の貸出の対象となるもの(以下「貸出対象者」という。)は、市内の事業所又は団体とする。

(貸出期間)

第３条　物品の貸出期間は、フードドライブ実施開始日の30日前から実施終了日の30日後までとする。

(貸出物品)

第４条　この要領により貸し出す物品は、次のとおりとする。

⑴　食品回収ボックス

⑵　のぼり旗

⑶　のぼり旗用ポール・スタンド

(個数制限)

第５条　貸出ができる物品の個数は、１貸出対象者につき食品回収ボックス４台まで、のぼり旗２枚まで及びのぼり旗用ポール・スタンド２組までとする。

(使用料)

第６条　使用料は、無料とする。

(貸出申請手続)

第７条　物品の貸出を希望するもの(以下「申請者」という。)は、貸出を希望する日の７日前までにフードドライブ物品貸出申請書(第１号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で貸出の可否を決定し、申請者に対しフードドライブ物品貸出(承認・不承認)決定通知書(第２号様式)により通知するものとする。

(貸出方法)

第９条　貸出の決定を受けた者(以下「使用者」という。)は、いわき市役所において、物品の貸出を受けるものとする。

(返却方法)

第10条　使用者は、フードドライブの実施後、集まった食品の写真を添付した上でフードドライブ実施報告書(第３号様式)を市長に提出するとともに、物品を返却するものとする。

２　市長は、前項の規定による返却があったときは、物品の状態を確認するものとする。

(遵守事項)

第11条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。

⑵　物品を破損し、又は紛失しないよう注意すること。

⑶　物品の形状を変え、又は改造しないこと。

⑷　物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

⑸　集まった食品をフードバンク団体等へ引渡しすること。

(損害賠償)

第12条　使用者は、物品が破損し、又は紛失したときは、直ちに市長に報告するとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によるときは、この限りではない。

(いわき市の免責)

第13条　市は、フードドライブの実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条　この要領に定めるもののほか、物品の貸出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年３月８日から施行する。